

男鹿市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要領

(雑誌の選択)

第1条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌のリストから広告を掲載する雑誌を選択する。

(広告の規格、表示方法)

第2条 提供雑誌の最新号カバー表面については雑誌スポンサーの名称等の表示とし、表示の大きさ及び貼付位置は次の各号に定める。

(1) 表示の大きさ 縦4cm 横13cm以内 地色は白 文字は黒

(2) 貼付位置 最新号カバー表面の底辺

2 裏面の広告は、片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとし、要綱第3条第2項に定める基準を遵守し、雑誌スポンサーが作成する。

3 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(雑誌スポンサーの募集及び申請)

第3条 雑誌スポンサーの募集は、図書館ホームページ等により公募するものとする。

2 雑誌スポンサーを希望するものは、雑誌スポンサー申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、次に掲げる資料を添付し、図書館へ持参又は郵送により提出しなければならない。

(1) 広告の原稿

(2) 会社概要等(業種等がわかるもの)

(3) スポンサーのホームページのURL

3 スポンサーの申請は、随時とする。

(広告内容等の変更)

第4条 教育長は、広告内容等が要綱に定める基準に抵触し、又はそのおそれのあると認められるときは、スポンサーに対して広告内容等の変更を求めることができる。

(購入代金の支払方法)

第5条 雑誌スポンサーが提供する雑誌代金の支払方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 支払いは、1年分を一括先払いとする。

(2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

(3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌に休刊、増刊、価格の変動等があった場合は、広告の掲出期間の最終月において清算するものとする。

(雑誌の所有権)

第6条 雑誌スポンサーが提供する雑誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(疑義の決定)

第7条 広告の掲載に関し、疑義が生じたときは、教育長と雑誌スポンサーがその都度協議し、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。